

**令和2年度卓越大学院プログラム
公募説明会における質問事項への回答（事前質問を含む。）**

No.	質問	回答
1	学生のラボローテーションを計画している場合、様式1の「8. 学生の所属する専攻等名」には、学生の所属元である専攻に加え、ラボローテーション先となる全ての専攻も記入する必要があるのか。	学生の所属元である専攻のみを記入すること。ラボローテーション先であっても、プログラム履修生が所属しない専攻を記入する必要はない。
2	経済団体との連携の中で、傘下企業との連携を想定している場合、様式1の「11. 連携先機関名」には団体名のみを記載するのか、あるいは当該団体の傘下企業名も記載する必要があるのか。	連携先機関としてどの機関を設定するかにより判断する必要がある。団体を連携先機関とし団体と協定を結ぶのであれば団体名を、傘下企業を連携先機関とし各傘下企業と協定を結ぶのであれば各傘下企業名を記入されたい。 連携先機関の考え方については、公募要領及びQ&Aを参照すること。
3	連携先機関との協定等の締結について、Q&A問45の（答）等で「一個人や一部局ではなく、組織単位での意思確認を行う」と強調しているが、その意図は何か。 例えば、企業に設置される研究所を連携先機関とする場合に、本社ではなく当該研究所と協定を結ぶことが可能か。	Q&A問45の「組織単位の意思確認」とは、本事業における連携先機関が「組織」対「組織」の連携体制を構築するものであり、組織として協定等を締結することを求める旨を明確にしたものである。 協定の相手方については、公募要領やQ&Aなどを確認した上で、組織として最終的な意思決定ができる単位であるかという観点から適切であるか判断されたい。
4	本補助金により支出できる旅費は「プログラムに選抜された学生」が対象であるとの説明があるが、プログラムの選抜試験に合格した大学院入学前の学部学生に対し、プログラムの事前講義として教育研究活動を学外で行う場合の旅費は支出可能か。	プログラム履修生を対象として、プログラムの遂行上真に必要な学会等での研究発表や、連携先機関等における研究活動等に必要旅費は支出できるが、学部学生に旅費を支出することはできない。
5	令和2年4月1日付の組織改組を予定している場合、様式1・様式3にはいつ時点の情報を記載すべきか。また、複雑な改組を行うため補足説明を行いたいが、様式以外に資料を追加すること等の対応が可能か。	様式以外に資料を追加することは認められない。 様式1・様式3には、令和2年4月1日時点の研究科・専攻等名を記載すること。 なお、様式3には、取組の実績として示すことが有効と判断した場合には、旧組織等のデータを付記すること等も可能である。一度に多くのあるいは複雑な改組を行い、説明すべき事項が多い場合などは、必要に応じて様式3の備考欄に補足説明を記載するなどにより対応されたい。
6	公募要領の申請要件ix) 入学定員超過率について、申請時点において入学者数等が確定していない可能性があるが、どの時点の入学者数により算定すればよいのか。	申請時には、申請時点で確認できる入学者数により算定し、仮の状況として提出すること。 申請受付後、5月1日現在の入学者数を確定値として入学定員超過率の確認を行う。具体的な方法等は申請のあった各大学に別途連絡する。なお、確定値による入学定員超過率が申請資格要件に抵触した場合は、申請は不採択となる。

No.	質問	回答
14	事業の実施に当たり、サブコーディネーターという役職を置くことを検討しているが、様式1の「14. プログラム担当者一覧」の「役割分担」欄に記載して構わないか。	本事業においては、プログラムの役職者として、全体責任者を置くとともに、プログラム担当者の中からプログラム責任者及びプログラムコーディネーターをそれぞれ1名置くこととしている。それ以外の役割分担については、各大学の構想に応じて適切にご判断いただき、必要に応じて記載して構わない。
15	ジョイントディグリー等を実施する場合、補助金で支出できる経費の範囲はどのように考えればよいか。	提案する計画において取り組む事業に必要な範囲についてのみ支出可能である。例えば、大学全体としてジョイントディグリー等を行う場合で、本事業に参画する専攻がそこに参画する場合には、応分負担等の考え方等により、プログラムにおいて必要な分担額を負担するものと思われる。他方、プログラムが主体となってジョイントディグリー等を実施する場合は、当該ジョイントディグリー等の実施に係る経費そのものが補助対象経費となることも想定される。
16	プログラムの選抜時点ではなく、プログラム履修開始後に優秀な学生として認める場合にも、教育研究支援経費の対象としてよいのか。	学内規程に明確に定めた上で運用するのであれば差し支えない。
17	採択件数はどのくらいを予定しているか。	採択件数を定めているものではなく、審査の結果を踏まえ、予算の範囲で採択することとしている。
18	令和2年度公募において採択するプログラムを決定する際に、過去の公募において採択されたプログラムの分野等が考慮されることはあるのか。	考慮することはない。
19	様式2(3)の説明において、「申請大学全体の大学院改革」との文言があるが、これには、連携先機関である大学を含むのか。	「申請大学」に連携先機関は含まない。同様式においては、申請者である大学における大学院改革について説明することを想定している。
20	本事業では5年一貫の博士課程教育を構築することとしているが、修業年限を5年から短縮、あるいは長くした計画は認められないのか。	本事業においては、修業年限を5年を超えて設定することは認められない。また、修業年限の短縮は、優秀な学生について結果的に認められるものであり、短縮することを前提とした構想についても認められない。